

第4章

景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

4-1 景観構成要素を踏まえた景観まちづくりの視点

次のような視点に基づき、景観構成要素別の景観まちづくり方針を設定する。

(1)「地（ベース）」となる要素を意識する

金沢には、地形、歴史、土地利用の構図が基盤となる景観が明確に映し出されている。地域における「地」と「図」の関係を再認識し、景観特性となっている「地」となる要素を意識することが重要である。

(2)「まちの記憶」を引き継ぐ

金沢には、様々な時代の歴史や生活の記憶が刻まれている。それぞれの地域に根ざした「まちの記憶」が積み重なって魅力ある景観として現れていることを意識し、後代に引き継ぐことが重要である。

(3)「親しみ」と「やさしさ」を大切にする

金沢は、心地よいスケール感と思いやりが感じられるまちである。まちに住む市民やまちを訪れる人々にとって「親しみ」が感じられる心地よい街並みや、「やさしさ」が感じられる魅力ある景観を大切にすることが重要である。

(4)「ゆとり」と「うるおい」を取り入れる

金沢は、様々な生命の根源である緑と水にあふれている。樹木、庭、緑地等の“緑”と、河川や用水、河北潟や日本海等の“水”を活かし、「ゆとり」と「うるおい」ある空間や環境を取り入れることが重要である。

(5)「愛着」と「誇り」を育む

金沢の景観は、私たち市民のまちに対する意識の現れである。一人ひとりが、まちに対する「愛着」と「誇り」を育みながら取り組むことが重要である。

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

4-2 建築物等の高さ

(1) これまでの取り組みと現状

- 平成元年制定の景観条例に基づく指定区域（伝統環境保存区域・近代的都市景観創出区域）内を中心として、高度地区の指定による誘導を行ってきた。
- 住居系用途地域については、まちなかの住環境保全の観点から、高さ基準は指定済みである。
- 地区計画やまちづくり協定においては、建築物等の最高限度が定められており、良好な景観形成がなされている区域もある。一方で、建築物の最低限度を定めている区域もあるが、車庫・倉庫の増築等において誘導が困難な状況も見られる。
- 駅周辺をはじめとする非住居系用途地域、犀川や浅野川沿いの区域においては、マンションやホテル等の中高層建築物が点在してきており、新たな高度地区指定が行われた（平成21年4月1日～）。
- 地形や歴史・文化的な背景、土地利用履歴といった地域特性を考慮すると、既存の高度地区の指定区域においても景観的な不調和が生じている区域が存在する。



高さが揃った伝統的街並み



非住居系用途地域の街並み



浅野川沿いの高層建築物



伝統的街並みの背後に高層建築物が見える景観的な不調和



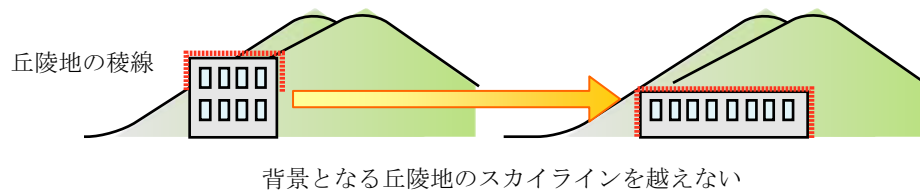
(2) 高さ誘導の方針

1) 「地形の構図」からみた視点

■本市の景観形成の基盤である地形“2本の河川と3つの台地・丘陵”を含めた自然環境との共生、市街地の背景となる丘陵地や河岸段丘の斜面緑地と調和した高さ規制・誘導を徹底する。

① 背景となる丘陵地や斜面緑地を意識した高さ誘導

- ・市内主要眺望点からの仰観景・俯瞰景として、背景となる丘陵地や河岸段丘（斜面緑地）のスカイライン（稜線）を超えないよう規制・誘導する。また、河岸段丘上部の区域においても、景観的な調和に配慮した建築物等の高さとなるよう、規制・誘導する。



② 良好な川筋景観を形成するための高さ誘導

- ・本市の大きな景観特性である犀川・浅野川沿いに広がる開放的な「川筋景観」を良好なかたちで継承していくため、風の通り道や自然環境にも配慮し、適切な高さの規制・誘導を図る。

2) 「歴史の構図」からみた視点

■まちなか景域における歴史・文化的にも特徴ある景観を良好なかたちで後代に継承するため、特に、藩政期以降の歴史的な土地利用履歴を踏まえ、高さ規制の見直し・強化を図る。

③ 金沢城跡の存在を意識した高さ誘導

- ・本市において藩政期の都市計画が現代まで継承されている経緯を尊重し、その象徴（シンボル）である金沢城跡の存在を景観的にも阻害しないよう、特に、内惣構跡に囲まれた区域においては、石垣の高さを超えないよう誘導する。

④ 伝統的な街並みの背景を考慮した高さ誘導

- ・まちなかの伝統環境保存区域内における主要地点からみた場合、伝統的な街並みの背景を阻害しないよう、景観地区や地区計画の指定等による高さ規制、高度地区の見直し等について、検討・実施していく。

⑤ 歴史的な土地利用履歴・景観文脈を意識した高さ誘導

- ・景観条例に基づく指定区域では、各地域における歴史的な土地利用の履歴や景観文脈を基本として、土地利用現況や周辺部（バッファゾーン）との景観的な関係・調和に配慮した、適切な高さの規制・誘導を図る。

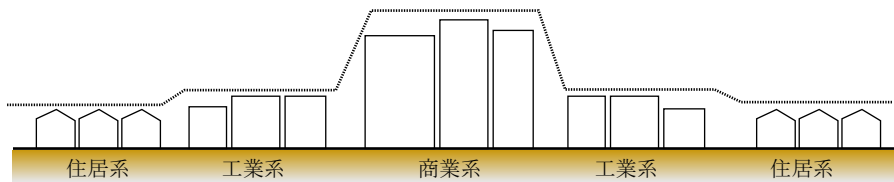
第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

3) 「土地利用の構図」からみた視点

- 建築物等の高さにおいては、市民・事業者の生活・経済活動等が反映されるものであることから、市内各地域における将来的な土地利用を見据えながら、適切な高さの規制・誘導を図る。

⑥ 用途地域に基づく建ぺい率・容積率との関係に配慮した高さ誘導

- ・ 用途地域における建ぺい率・容積率の現状・課題を踏まえ、街並みと調和を図る観点から、高度地区を基本としながら、適切な高さを誘導する。



⑦ 地区別ルールの設定による高さ誘導

- ・ 建築物等の高さについては、市民の生活・経済活動と密接な関わりがあることから、地域によっては、地元の意向を踏まえながら、高さに関する基準について合意形成を進め、景観地区、地区計画、景観協定、まちづくり協定等の制度を活用し、誘導する。

⑧ 整った屋上景観の形成を踏まえた高さ誘導

- ・ 市全体として、すっきりと整った屋上景観を形成するため、建築物自体の高さ誘導のみならず、塔屋や屋上広告物、屋上に設置する工作物についても、周辺の街並みから突出し、違和感が生じないように、適切な誘導を行う。
- ・ 地球環境に配慮した風力発電設備は、景観上周辺に与える影響が大きいため、原則として、屋上には設置しないよう誘導する。また、太陽光発電設備は、公共空間から望見できる場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合でも、景観面に配慮した設置方式となるよう誘導する。

4-3 建築物等の形態意匠

(1) これまでの取り組みと現状

- 景観条例、こまちなみ保存条例、寺社風景保全条例等の指定区域内では、それぞれの条例に基づいた景観形成基準による形態意匠の誘導（届出制）を行っている。
- 地区計画やまちづくり協定の一部区域においては、建築物の形態意匠に関する具体的な内容が示されており、良好な景観形成がなされている。
- 景観関連条例指定区域内の新築物件では、景観に配慮された良好な形態意匠の事例とその効果を見ることができる。
- 景観関連条例の各種景観形成基準における形態意匠に係る表現内容が曖昧であるため、形態意匠の明確な誘導がなされていなかった。
- 藩政期からの歴史的市街地である景観関連条例指定区域内において、全国一律及び市の郊外部と変わらないようなレンガ調やガルバリウム鋼板等の外壁素材や窓等を用いた洋風、総二階建ての建築物が増加してきている。
- 丘陵地や斜面緑地等の地形や自然環境と調和しない陸屋根やボックス型の建築物が存在する。
- 勾配屋根については、片流れの形態やスレート葺きの素材を用いた建築物も増加してきている。
- まちなかの中高層建築物や郊外部の大規模建築物の一部では、周辺の景観と調和しない形態意匠が見受けられる。



条例に基づく誘導によって歴史的な形態意匠を採用した建築物



伝環区域内の総二階建ての建築物



伝環区域内のレンガ調の素材を用いた洋風建築物

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

(2) 形態意匠誘導の方針

1) 「地形の構図」からみた視点

■河岸段丘や丘陵地等と調和した良好な景観の形成を図る。

① 地形と調和した勾配屋根の誘導

・現状の斜面緑地保全区域や風致地区等においては、区域の背景・添景となる丘陵地や河岸段丘（斜面緑地）のスカイライン（稜線）との調和を図るため、勾配屋根を基調とした建築物の形態誘導を継続していく。

※やむを得ず、勾配屋根とすることが困難な建築物については、修景デザインコードに基づいた外壁の色彩や敷地内緑化等を組み合わせた修景事例を踏まえ、総合的な観点から周辺の景観との調和を図るよう誘導する。



2) 「歴史の構図」からみた視点

■市内各地域の歴史的背景や土地利用履歴に基づく景観特性を活かした金沢らしい建築物の形態意匠を継承・誘導していく。また、地域に点在する重要な文化遺産、歴史的な建築物周辺において、景観的に不調和な形態意匠の建築物等の解消を促進する。

② 地域の歴史的背景を反映する形態意匠の誘導

・まちなか景域（景観形成区域）においては、各地域で継承されてきた歴史的な背景や気候風土を反映した形態意匠、経年変化によって味わいが感じられる伝統的な街並みになじむ素材への配慮等を踏まえ、景観形成基準による誘導を図る。



・特に、こまちなみ保存区域や寺社風景保全区域等の重要な文化遺産、歴史的建築物周辺においては、景観地区の指定等も視野に入れながら、形態意匠に関する基準内容の充実・強化、修景デザインコードにより、地域一帯で総体性をなす歴史的な文化資産としての価値を高めるよう誘導する。

※金沢の気候・風土に根ざした軒や庇の設置、黒瓦・伝統的意匠およびこれに準ずる外壁素材の採用等を積極的に誘導する。

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

3) 「土地利用の構図」からみた視点

■用途地域の指定、建ぺい率・容積率の設定等の都市計画的な観点、地割や敷地規模の実状等を踏まえ、地域毎に適切な形態意匠の誘導を図る。

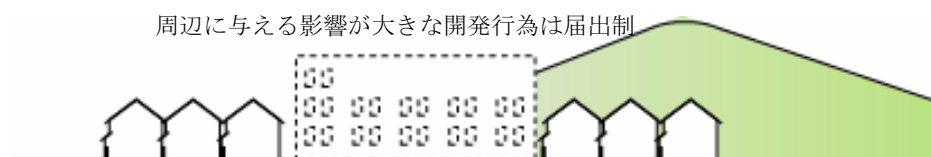
③ 都市計画制度や地域の実態を踏まえた形態意匠の誘導

- ・地域毎の都市計画制度やまちなか景域特有の地割・町割、狭小敷地や不整形敷地等の実状や地域の生活・経済活動の実態を踏まえつつ、重層性ある歴史都市にふさわしい形態意匠の基準を設け、誘導を図る。

④ 一定規模以上の建築物・開発行為等に対する形態意匠の誘導

- ・市郊外部では、特に規模の大きな開発行為や建築物等においては、周辺の景観に与える影響が大きいため、景域特性に応じた形態意匠について、届出制による誘導を行う。

※届出対象規模については、市まちづくり条例における一定規模以上の開発、いしかわ景観総合計画との連携を図る。



⑤ 地区別ルールの設定による形態意匠の誘導

- ・建築物等の形態意匠については、市民の生活・経済活動と密接な関わりがあることから、地域によっては、地元の意向を踏まえながら、形態意匠に関する基準について合意形成を進め、景観地区、地区計画、景観協定、まちづくり協定等の制度を活用し、誘導する。

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

4-4 建築物等の色彩

(1) これまでの取り組みと現状

- 景観関連条例に基づく指定区域や地区計画・まちづくり協定区域では、色彩基準を設けており、建築物の建築等において比較的落ち着いた色彩として、周辺景観と調和のとれた色彩誘導が行われている。
- 色彩の基準内容が定性的な表現であるため、明度や彩度がやや高く、周辺と調和のとれていない建築物等も一部存在している。
- 総二階の建築物では、外壁の色彩のコントラストが大きな色使いが多く見られる。
- 屋根については、まちなかでは、黒や銀黒等の色彩が多いが、郊外部では、茶、緑系の色彩が多く、スパニッシュ瓦等の洋風基調の色彩も一部で見られる。
- 色彩基準が明確な斜面緑地保全区域内においても、洋風の建築物では、指導に反して色彩誘導表をやや超えた斜面緑地と調和しない明度・彩度の色彩を外壁に採用する事例が、一部に見られる。
- 景観条例の指定区域外では、明度・彩度が高く原色に近い奇抜な建築物が所々に点在しており、特に郊外部の市街・臨海・田園景域における一定規模以上の開発行為においてその傾向が強い。
- 主要幹線道路沿道の事業所・商業店舗では、原色系のコーポレートカラーを屋外広告物だけでなく、外壁でも大きな面積で使用する事例が見られる。



周辺と調和のとれた色彩誘導がなされた街並み



明度・彩度が高く周辺と調和のとれていない建築物



背景の緑と調和しない色彩が見られる街並み



原色系を多用した色彩の建築物・屋外広告物



色彩のコントラストが大きな建築物

(2) 色彩誘導の方針

1) 「地形の構図」からみた視点

- 地域の地形的な特性を踏まえた景観形成を図るため、周辺の景観との調和を意識し、建築物等の色彩を誘導する。

① 斜面緑地保全区域内における色彩誘導の周知・徹底

- ・従来の斜面緑地保全基準で位置づけられている「色彩誘導表」に示すマンセル値範囲内での誘導を徹底するとともに、修景デザインコードにより、本市の景観特性である斜面緑地との色彩的調和の趣旨について、さらに市民・事業者等への周知・徹底を図る。

【斜面緑地保全基準で位置づけられている色彩誘導表】

	屋根	外壁	
明度	3 以下	3 以上 6 以下	
彩度	2 以下	R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄色)系	4 以下
		その他	2 以下

※自然素材を使用する場合は別途考慮する。色彩範囲はマンセル色票系による。

② 景域別にみた色彩誘導

- ・本市における海から山までの地形変化に富んだ景観を踏まえ、平野部（臨海・田園・市街・まちなか景域）、山間部（山裾・中山間・山間景域）別の色彩基準による誘導を行う。特に山間部の景域では、斜面緑地保全区域との関係性に留意する。

2) 「歴史の構図」からみた視点

- 地域の歴史的な背景に根ざした落ち着いた景観を形成するため、景観形成基準等における色彩誘導内容の充実・強化を図る。

③ 伝統的な街並みと調和する「推奨色」の設定

- ・旧城下町区域では、伝統的な街並みの基調（地）となる色彩として、「木色（もくじき）」を推奨色として設定し、金沢らしさを考慮した色彩誘導を図る。

④ 伝統的な街並みを形成する景観上重要な区域における具体的な色彩誘導

- ・こまちなみ保存区域など、伝統的な街並みを形成する景観上重要な区域においては、地元との協議・合意形成を踏まえ、街並みの色彩特性を明らかにし、マンセル値による具体的な色彩基準を設け、調和のとれた街並み景観の形成を図る。

※「景観地区」等の指定に基づく法的担保も視野に入れ、検討していく。

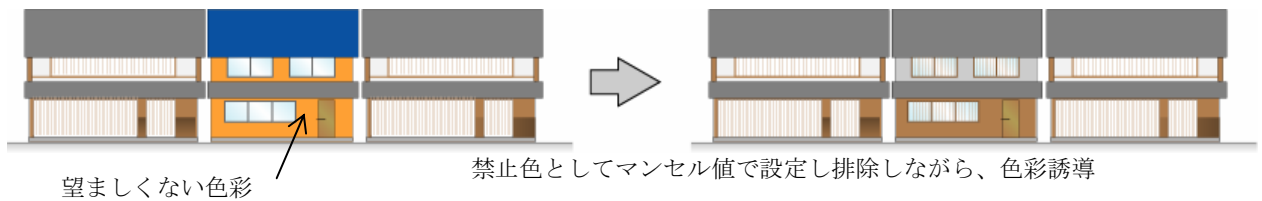
第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

3) 「土地利用」の構図

- 郊外部における一定規模以上の建築物・工作物や開発行為など、景観的にも大きな影響を与える要素については、色彩誘導の充実・強化を図る。

⑤ 「禁止色」の設定

- ・ 景観計画区域（市全域）において、外壁や屋根の基調色として望ましくない色彩（禁止色）をマンセル値で設定し、色彩誘導の強化を図る。



⑥ 一定規模以上の建築物等・開発行為に対する色彩の誘導

- ・ 市全体として、特に規模の大きな開発行為や建築物・工作物においては、周辺の景観に与える影響も大きいため、景観特性を踏まえた色彩誘導を行う。

⑦ 来訪者をもてなす景観上重要な区域における色彩誘導

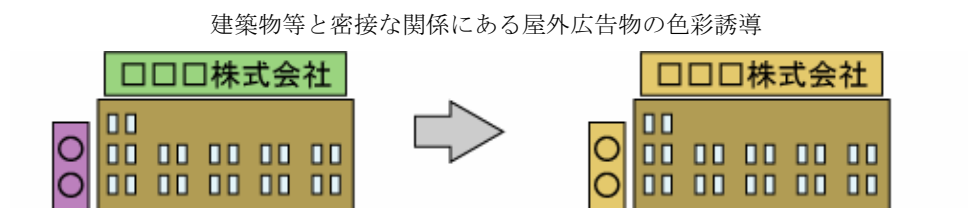
- ・ 主要幹線道路沿道、金沢駅周辺、都心軸など、本市への来訪者にとって景観的な第一印象を与える重要な区域においては、景観形成基準に基づき、良好な色彩の街並み景観の形成に向けた誘導強化を図る。

⑧ 地区別ルールの設定による色彩の誘導

- ・ 建築物等の色彩は、市民の生活・経済活動と密接な関わりがあることから、地域によっては、景観地区、地区計画、景観協定、まちづくり協定等地元の意向や合意形成を踏まえた制度を活用し、誘導する。

⑨ 屋外広告物の許可・指導と一体となった色彩誘導

- ・ 事業所等の建築物や工作物の色彩については、コーポレートカラーなど、特に屋外広告物と密接な関係にあることから、屋外広告物の許可申請や屋外広告物審査会での指導・助言と併せて、より効果的な色彩誘導を徹底する。



4-5 敷地利用

(1) これまでの取り組みと現状

- 地区計画・まちづくり協定区域においては、建築物の壁面の位置の制限や建ぺい率、垣・さくの構造の制限など、敷地利用に関する具体的な基準が示されている区域では、概ね良好な景観形成がなされている。
- 山裾景域や中山間景域では、大規模な開発等による自然環境や地形の改変後、敷地内において、環境保全上、景観上の回復・改善措置が十分になされていない状況も見られる。
- まちなか景域においては、建築物の新築物件の8割以上が前面駐車スペースを設けており、壁面線が揃わないなど、伝統的な街並みとの不調和が生じている。
- 旧城下町区域や伝統的な街並みが残る区域では、敷地の外構部分に土塀・板塀・生垣等を設け、歴史的な趣きが感じられる敷地利用が多く見られる。
- まちなかの月極駐車場・コインパーキングや幹線道路沿道における商業店舗に併設された大規模な屋外駐車場が増加し、周辺景観との不調和が生じている。
- 市街景域を中心として、建設資材置き場や土砂堆積場等では大規模かつ雑然とした敷地利用がなされ、景観阻害要因となっている。



前面駐車スペースが設けられた街並み



商業店舗に併設された大規模な屋外駐車場



周辺景観に大きな影響を与える土砂堆積場

(2) 敷地利用の方針

1) 「地形の構図」からみた視点

■土地の形質の変更等においては、環境保全上、景観上の回復・改善措置等を反映した敷地利用となるよう、誘導する。

① 一定規模以上の開発行為に対する回復・改善措置等の位置づけ

- 一定規模以上の開発行為については、景観上支障とならないような助言・指導を行うとともに、周辺部からの見え方や環境保全面に配慮した敷地内緑化など、原状回復・改善措置に関する基準を設けて誘導を図る。



2) 「歴史の構図」からみた視点

■景観形成区域内の屋外駐車場や敷地前面の駐車スペース等については、景観上調和を図るための改善措置を景観形成基準や修景デザインコードで位置づけ、駐車場修景や沿道修景に係る補助制度の活用を促進する。

② 屋外駐車場に関する修景基準の位置づけ

- 屋外駐車場修景に関する景観形成基準を設け、伝統的な街並みと調和した改善・整備を誘導する。



③ 景観上重要な区域における景観配慮型駐車スペースの修景基準の位置づけ

- 良好な伝統的街並みが残る区域など、特に、景観上重要な区域においては、地元との協議・合意形成を踏まえ、建築物と一体となった駐車スペース（ビルトイン型）の確保や格子等による修景基準を設け、良好な景観誘導を図る。
- 敷地前面を駐車スペースとする場合でも、沿道修景事業等の補助制度を活用しながら、土塀・板塀・生垣等による目隠し修景など、景観への配慮について誘導する。

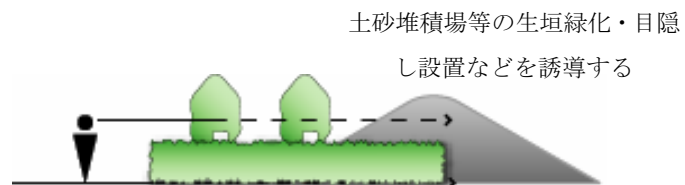
第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

3) 「土地利用の構図」からみた視点

- 市民の日常的な生活・経済活動を踏まえた土地利用の計画性・妥当性を踏まえつつ、景観の向上に寄与する敷地利用となるよう、誘導する。

④ 建設資材置き場、土砂堆積場等に関する修景基準の設定

- ・建設資材置き場や土砂堆積場等となる敷地については、周辺からの見え方や周辺の景観・自然環境との調和に配慮した外周部の生垣緑化・目隠し修景等に係る基準を設ける。

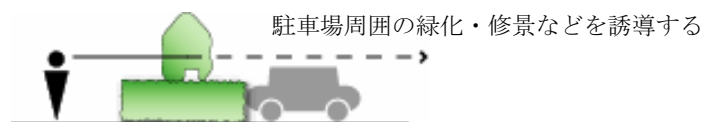


⑤ 地区別ルールの設定による敷地利用の誘導

- ・敷地利用については、市民の生活・経済活動と密接な関わりがあることから、地域によっては、景観地区、地区計画、景観協定、まちづくり協定など、地元の意向や合意形成を踏まえた制度を活用し、景観向上に向けた誘導を行う。

⑥ 屋外駐車場修景事例の提示と補助制度の活用促進

- ・屋外駐車場については、景観形成基準の設定のほか、修景デザインコードの中で良好な修景事例を示し、適切な景観誘導を図る。また、生垣緑化や駐車場周囲緑化・修景等の補助制度の活用を促進する。



⑦ 農村集落、農家等の特徴ある敷地形態の保全・継承

- ・郊外部の農村集落等については、周辺の農地や森林と調和した緑豊かな敷地内の庭や樹木、菜園など、地域の特徴的な敷地利用の保全と継承を促進するとともに、耕作放棄地の適切な管理運用を検討する。（※景観法における景観農業振興地域整備計画の策定についても検討する）

⑧ 敷地全体としての景観的調和

- ・中高層建築物の建築や一定規模以上の開発行為等において、敷地内の主要建築物以外に付属建築物や工作物、駐車場等を設ける場合には、敷地全体としての景観的な調和が図られるよう誘導する。
- ・建築物や工作物等とともに、外構部分のゆとりある敷地利用や緑化空間が景観的にも調和し、総合的に良好な景観が創出されるよう誘導する。

4-6 公共空間

(1) これまでの取り組みと現状

- 本市における景観特性である「用水」、「みちすじ」、「坂」、「広見」、「斜面緑地」、「寺社風景」等に着目し、景観文脈や景の趣きに重点を置いた個性と魅力ある公共空間の整備が進められている。
- 都市構造や社会情勢の変化等に伴い、まちなか景域や市街地景域だけでなく郊外部の臨海景域や山裾景域等においても都市基盤としての道路や公園、市民サービス施設、企業誘致に向けた工業団地等の整備が進んでいる。
- 近年は、もてなしドーム、アートアベニュー、金沢21世紀美術館など、都心軸を中心として魅力ある公共空間の整備が進められており、また、まちなかでは、これら公共空間と伝統的な街並みや観光資源を活かした回遊性ある歩けるまちづくりが進められてきている。
- 本市では、歴史都市の推進や世界遺産暫定登録にむけた取り組みが進んでおり、より歴史的背景や史実等を踏まえた丁寧な公共空間の整備が求められてきている。
- 公共空間については、整備後の維持管理面も考慮し、費用対効果として、長期的に良好な景観が維持、保全されることが重要である。



修景整備された
六斗の広見



海の玄関口となる
金沢港



無電柱化や街路樹の
整備等がなされた都心軸

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

(2) 公共空間における景観形成の方針

1) 「地形の構図」からみた視点

■地形や自然環境等の景観特性を踏まえ、周辺の景観と調和した良好な公共空間の整備を進める。

① 「景域」の地形特性を踏まえた公共空間の整備

- ・景域毎の地形特性を踏まえ、周辺からの見え方等への配慮、自然地形を活かした整備・計画の検討、適確な施工方法の採用により、良質な公共空間を整備する。

2) 「歴史の構図」からみた視点

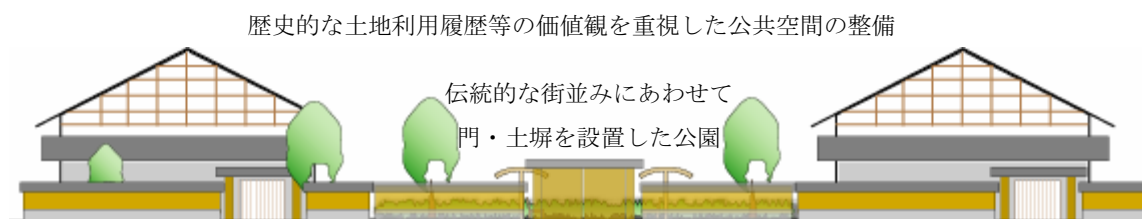
■藩政期からの城下町の都市構造等の継承にむけて、より歴史的価値を高め、良好で魅力ある景観形成を促進することができるような公共空間の整備を行う。

② 歴史的な用水・みちすじの整備

- ・歴史的用水・惣構跡については、歴史的背景等を踏まえ、積極的な保全と活用を図りながら、魅力ある公共空間として整備する。
- ・藩政期から継承されているまちなかの街路網等については、その歴史的価値や背景等をより重視した公共空間の整備を進める。

③ 歴史性や文化的景観を重視した公共空間の整備

- ・整備箇所周辺の歴史的な土地利用履歴、史実に基づいた根拠、市民生活に根ざした文化的景観としての価値等について、より重視した公共空間の整備を進める。



④ 金沢市歴史遺産保存活用マスタープラン等を踏まえた公共空間の整備

- ・本市における歴史遺産や文化的景観の保護・保存・保全および活用の方針を示した金沢市歴史遺産保存活用マスタープラン、金沢市文化的景観保存計画の内容を十分踏まえながら、歴史都市としての個性と魅力を高める公共空間の整備を図る。

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

3) 「土地利用の構図」からみた視点

- 公共空間が市全体の土地利用に占める割合は極めて高く、市全体や各地域における景観形成に与える影響が大きいことから、良好な景観形成における先導性を十分考慮した整備を進める。

⑤ 「景域」の土地利用特性を踏まえた公共空間の整備

- ・景域毎の土地利用特性を踏まえた計画の検討により、特徴ある魅力的な公共空間として整備する。

⑥ 各種マスタープラン等を踏まえた公共空間の整備

- ・都市計画マスタープラン、緑の基本計画、環境基本計画など、各種基本計画の方針や施策内容の横断的なつながりに十分留意しながら、良好な景観形成に寄与する公共空間の整備を進める。

⑦ 自然環境と調和した公共空間の整備

- ・公共空間の整備においては、当該地周辺の動植物の生息・生育環境の保全や市全体としての生態系や緑のネットワーク形成等を十分考慮し、自然環境と調和した景観形成に配慮する。

⑧ 先導的な役割としての公共空間の整備

- ・防災、ユニバーサルデザイン、バリアフリーなど、市民のための安全・安心なまちづくりを前提としながらも、景観的にも調和のとれた良質な公共空間として整備する。

⑨ 公共空間等における適切な維持管理と活用

- ・公共空間については、地域住民や事業者、行政等と協働で適切に維持管理するなど、良好な景観の維持・保全に努める。
- ・道路、公園、広見等の公共空間については、地域の祭りやイベント空間としての積極的な活用を促進し、地域コミュニティに支えられた魅力ある景観まちづくりを進める。

⑩ 「景観重要公共施設」、「景観重要建造物」の指定

- ・地域における良好な景観の形成上重要と位置づけられる道路、河川、公園等や公共建造物については、景観重要公共施設、景観重要建造物として指定し、その周辺も含めて一体的に魅力ある景観形成を進める。

⑪ 「景観文脈」を踏まえた公共空間の整備

- ・公共空間の整備においては、市全体や地域における景観文脈を意識するとともに、当該地において望ましい整備手法を検討し、後代に引き継がれる景観を創出するよう配慮する。

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

4-7 屋外広告物等

(1) これまでの取り組みと現状

- 市条例に基づき、第1～6種禁止地域、許可地域、屋外広告物活用地区、禁止展望地域等の指定区域を定め、許可制による規制・誘導、屋外広告物審査会における色彩・デザインに関する指導・助言を行っている。
- 北陸自動車道や金沢外環状道路山側環状・海側幹線など、主要幹線道路については、良好な沿道景観の形成にむけて、屋外広告物の規制・強化を行ってきている。
- 地区の特別ルールである地区計画やまちづくり協定においても屋外広告物に関する規制が設けられており、市屋外広告物条例より厳しい基準による誘導が行われている。
- 景観上大きな影響を及ぼす屋上広告物・野立広告物等については、市条例に基づく規制のほか、撤去補助による改善を進めている。この結果、金沢駅から片町周辺にかけての地区における屋上広告は、企業の自主撤去等により、10年間で半減する成果が見られている。
- 輝度が高く、遠く離れた場所からも視認でき、景観上大きな阻害要因となることが予測される大型LED広告の設置に対しては、市独自の基準を設け規制・誘導している。
- 禁止物件（街路樹や電柱など）に取り付けられる看板や貼り札等の違反広告物については、パトロールによる簡易除却や、違反者に対する指導を行っている。
- 沿道景観条例に基づくモデル交差点やモデル路線では、屋外広告物に対する規制強化や撤去、交差点緑化等を進めている。
- 旧城下町区域である歴史的市街地においても、コーポレートカラーとして原色に近い色彩の屋外広告物が設置され、落ち着きと風格ある景観形成に支障となっている事例が見られる。
- 幹線道路沿いに可動式の看板やのぼり旗等が林立し、雑然とした景観となっている区域が見られる。
- 事業店舗やビルの窓の内側から設置されるシール広告が景観上支障となっている事例が見られる。
- 幹線道路沿道や交差点付近では、様々な色彩や大きさの屋外広告物が乱立し、景観を阻害している状況が見られる。



コーポレートカラーの使用面積を変更した事例



原色を用いた色彩の屋外広告物



景観上支障となっているのぼり旗の林立



景観上支障となっている窓内側からのシール広告



幹線道路沿線に乱立する野立広告物



開放的なスカイラインを乱す屋上広告物

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

(2) 屋外広告物等誘導の方針

1) 「地形の構図」からみた視点

■本市における地形特性を踏まえ、景観上大きな影響を及ぼす屋外広告物について規制を強化する。

① 地形に影響を及ぼす区域における屋上広告物の禁止

- ・斜面緑地保全区域や犀川・浅野川沿いの重要な川筋景観区域、眺望景観保全区域等において、背景となる斜面緑地や山並みに対して景観上支障が大きいと判断される区域では、屋上広告物の設置を禁止することについて検討する。



2) 「歴史の構図」からみた視点

■重要な歴史遺産および伝統的な街並みの周辺やその背景となる区域において、景観上大きな影響を及ぼす屋外広告物について規制を強化する。

② まちなかの景観上重要な区域周辺における屋上広告物の禁止

- ・金沢城跡を中心とする景観上重要な区域周辺の概ね外惣構跡よりも内側の区域においては、原則、屋上広告物の設置を禁止することについて検討する。

③ 伝統的な街並みの背景となる区域における屋上広告物の禁止

- ・伝統的な街並みの主要地点からみて、その背景となる区域では、原則、屋上広告物の設置を禁止することについて検討する。

④ 歴史遺産周辺における屋外広告物の規制強化

- ・文化財等の歴史遺産および文化的景観の構成要素、こまちなみ保存区域等の歴史的に重要な街並みとその周辺においては、のぼり旗をはじめとする屋外広告物の規制を強化するとともに、景観向上に寄与する広告物に対する優遇制度（インセンティブ）の導入について検討する。

歴史的に重要な街並み周辺における
のぼり旗等の規制を強化する

歴史的に重要な街並み



第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

⑤ 景観条例指定区域の見直し・拡大に伴う規制の見直し・強化

- ・伝統環境保存区域や近代的都市景観創出区域の見直し、拡大にあわせ、屋外広告物の規制区域を見直し、強化する。

3) 「土地利用の構図」からみた視点

- 市全体としての都市構造の変化、各地域における用途地域の指定状況等を踏まえ、土地利用に応じた適切な屋外広告物の規制・誘導を図る。

⑥ 都市構造の変化に対応した屋外広告物の規制見直し

- ・金沢外環状道路等の主要幹線道路、北陸新幹線の延伸等の新規交通網整備、金沢港周辺における整備、新たな工業団地の造成や市街地の整備等に伴い、景観上の重要度が高まる区域については、適宜、屋外広告物の規制の見直しを行う。
- ・中核市移行に伴って屋外広告物条例の事務が市に移管された際、市の基準を超える屋外広告物に対して取られていた経過措置について、その期間のあり方を見直す。

⑦ 自然景観と調和しない違反屋外広告物の取り締まり強化

- ・郊外部等の自然環境豊かな地域においては、のぼり旗や野立広告物など、周辺の自然景観と調和しない違反屋外広告物等の取り締まりの強化を検討する。

周辺の自然環境と調和しない違反広告物等の取り締まり強化



⑧ のぼり旗に関する取り締まり・規制の強化

- ・のぼり旗や可動式で容易に設置できる屋外広告物については、パトロールによる取り締まり強化を進めるとともに、総量規制や設置本数等に関する規制内容の強化について検討する。

⑨ 屋外広告物に準ずる屋内広告物の規制

- ・窓の内側から設置されるシール広告など、屋外広告物に準ずるものについて、新たに規制対象に加える。

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

⑩ 可変表示広告等の新技術や新方式による屋外広告物に対する適切な誘導

- ・新技術を取り入れた大型LED広告は極めて輝度が高く、広範囲な地域に対して景観上支障を及ぼすことから、市では独自に基準を設定による運用を実践しており、今後も適切な規制誘導を継続する。
- ・そのほか、新技術の開発や様々な手法を凝らした点滅照明など、屋内外に関わらず、景観上支障を及ぼす広告物については、適宜、設置位置、規模、面積等の規制強化について検討・実施していく。

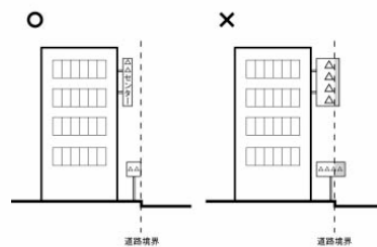
【京都市の事例】

屋上広告物の全面禁止

○屋上広告物は建築物のスカイラインを乱し、景観を悪化させる大きな要因となっているため、その表示を禁止する地域を市内全域に拡大します。（ただし、2階建て以上の建築物の1階の屋根、軒、庇等に設置するもので、景観上支障のないものを除く。）

道路に突出する屋外広告物の禁止

○田の字地区の幹線沿道や眺望景観に配慮する必要がある沿道における建築物の壁面に設置された袖看板や支柱型屋外広告物等については、通り景観の阻害要因となるため道路突出を禁止します。



【東京都の事例】屋外広告物の色彩（景観色彩ガイドライン）

○東京都では、文化財庭園等景観形成特別地区、水辺景観形成特別地区では、届出対象行為と規模によって、以下のような色彩基準による使用可能色の範囲を定めています。

対象部位	色相	彩度
屋外広告物の色彩	0.1R ~ 10R	5以下
	0.1YR ~ 5Y	6以下
	5.1Y ~ 10G	4以下
	0.1BG ~ 10B	3以下
	0.1PB ~ 10RP	4以下

※詳細な規制の内容については、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく審議会等で調査・審議を行っていく。

4-8 緑

(1) これまでの取り組みと現状

- 風致地区や斜面緑地保全区域では、緑被率による誘導と高木緑化等の補助制度の活用により、敷地内で潤いある緑化空間が保全・創出され、一定の効果がみられる。
- 郊外部を中心とする工業団地においては、「金沢市緑の工業団地等推進事業費補助金」等の活用による工場緑化を進めているが、十分に緑化されていない事例も見られる。
- 景観条例指定区域では、沿道修景事業等の補助制度等により、生垣等で緑化された空間が敷地境界に創出されてきている。
- まちなか景域を中心に、現在も数多くの金澤町家が残っており、前庭・中庭・背戸等の昔ながらの庭も残っているが、維持管理が困難な状況にあり、駐車スペース等への改変により、緑化空間が減少しつつある。
- まちなかでは、新たな街路樹緑化や公園整備が進む一方、民有地では、景観関連条例に基づく緑化基準により、一定の緑地が確保されているものの十分ではない。
- 現在の地区計画やまちづくり協定では、緑化に関する詳細な基準があまり設けられておらず、十分な緑化が行われていない区域が多い。
- ランドサットによる土地被覆分類図をみると、特に郊外部における大規模開発行為、臨海景域や田園景域における農地の減少、駅西から金沢港周辺にかけての市街景域における市街地拡大に伴う緑地の減少が著しい。
- 市街景域や臨海景域、山裾景域では、土地区画整理事業、民間住宅や事業所の開発等が進み、従後の敷地利用においても緑地が十分確保されていない状況が見られる。
- まちなかの斜面緑地や山裾景域の緑地については、現在は、薪等の燃料資源としての活用等に伴う地域の維持管理体制もほとんど無く、個人や民間における維持管理が困難な状況にあり、竹林の拡大等により本来の植生が急速に失われつつある。
- 山裾景域・中山間景域など、自然環境が豊かな地域においても、一定規模以上の開発に伴い、緑地が失われつつある。また、農林業を取り巻く社会情勢等の変化により、維持管理が行き届かない状況が見られる。
- 地球温暖化等の環境問題への対応策として、緑地の保全のほか、中高木の植栽、屋上緑化や壁面緑化など、市民や事業者、行政等による積極的な取り組みが望まれている。

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針



条例によって保全されている
斜面緑地



屋上や壁面が緑化された建築物



街路樹や植樹帯が整備された沿道



前庭に高木が植樹された住宅



緑化空間の少ない住宅地

【金沢市における主な緑化施策】

●沿道修景事業（生け垣整備事業）

景観関連条例の指定区域等において、道路に面する敷地際に生垣緑化による修景工事に対して助成する。

●斜面緑地育成事業（高木緑化事業）

斜面緑地保全区域において、公共空間が望みできる中高木の緑化工事に対して助成する。

●生け垣設置工事補助事業

道路に面した危険ブロック塀を取り壊し、これに代えて生け垣を設置したり、敷地の道路に面した部分に新たに生け垣を設置する工事に対して助成する。（防災的な視点からの補助制度、L=3m以上）

●民有地緑化助成制度

事業所、工場の緑化事業に対する助成や家庭緑化の促進のための新築記念樹引換券の配布を行っている。

●まちなか屋上等緑化助成制度

金沢市中心市街地において、建築物の屋上や壁面を緑化する所有者に対し、金沢市が経費の一部を助成する。

●緑のまちづくり協定制度

町会や商店街等一定の区域内において、緑のまちづくりをしようとする協定締結団体に金沢市が助成等を行い、民有地の緑化を推進していくための協定である。

●緑と花の相談員

緑と花の相談員は、緑や花に深い知識を持っている市民を対象に、金沢市が主催する講習会への参加、金沢市の緑化行政や緑に関する知識の向上によって、町会等の地域緑化のリーダーとなってもらう人材である。

●緑の少年団

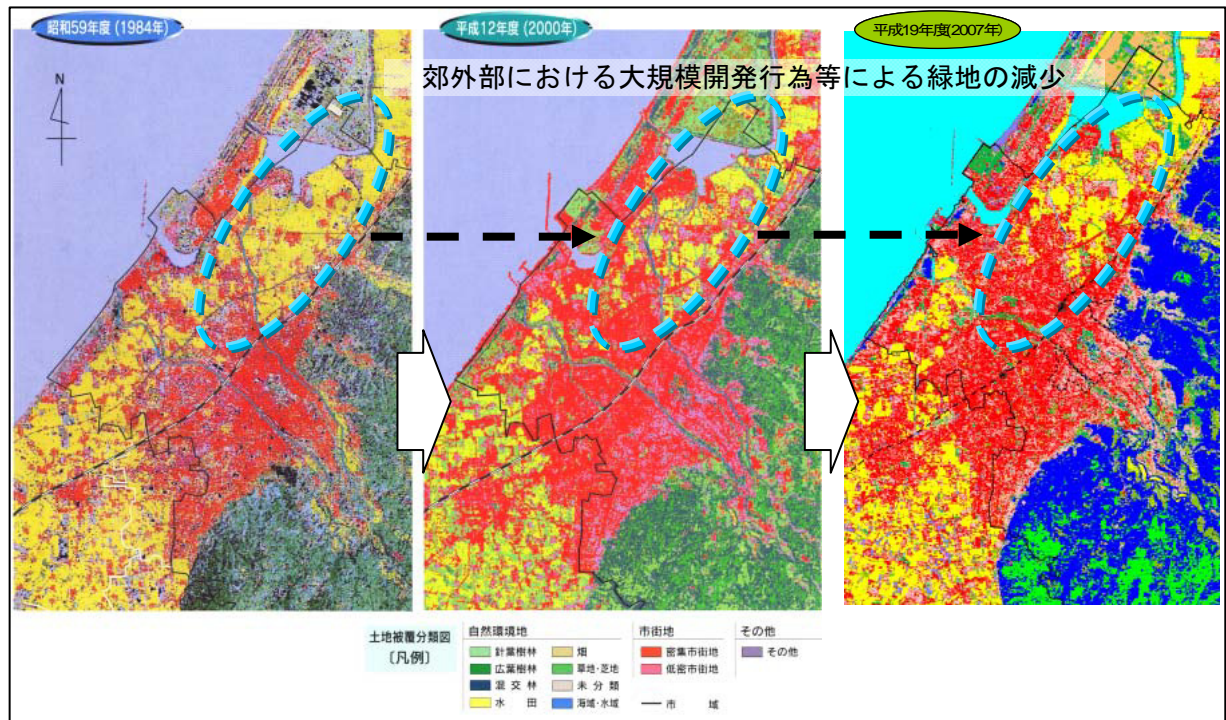
子どもたちが自ら緑化、美化活動に取り組んでいる子供会を緑の少年団として、登録し、奨励、支援する。

●みんなの集まる公園づくり

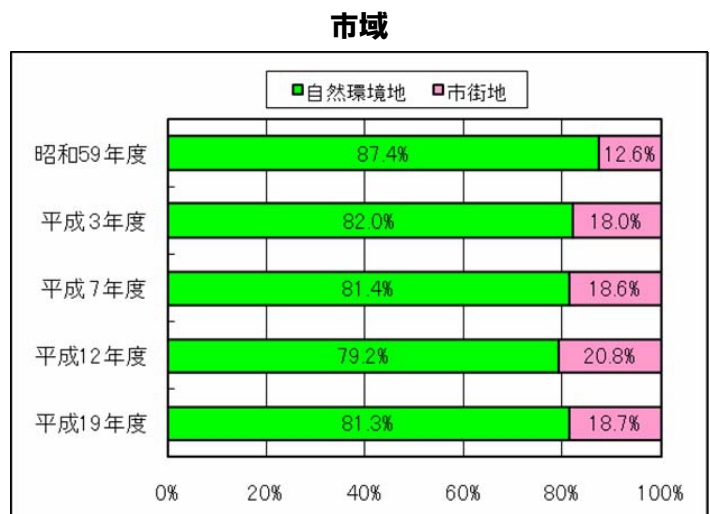
近くの公園をもっと活用してもらうために、緑と花に関する講習会や出張園芸講座等を開催する。

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

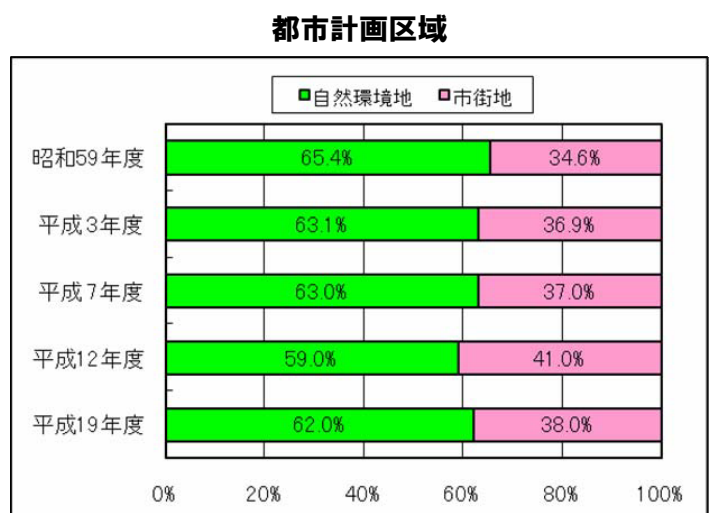
【ランドサットによる本市の土地被覆分類図】



●市域における自然環境地割合
 昭和 59 年度：87.4%
 平成 19 年度：81.3%
 (6.1%減少)



●都市計画区域の自然環境地割合
 昭和 59 年度：65.4%
 平成 19 年度：62.0%
 (3.4%減少)



資料：金沢市緑の基本計画（平成 21 年 3 月）

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

(2) 緑の保全および緑化の方針

1) 「地形の構図」からみた視点

■本市の特徴ある地形に根ざした緑地については、生態系や防災面、景観面に配慮しながら、良好なかたちで保全・継承していく。

① 「地形が生み出すみどり」の保全

- ・犀川、浅野川や斜面緑地、日本海沿いや河北潟周辺、山間部の自然環境や農地など、本市固有の地形に根ざした緑については、生態系や緑のネットワークに配慮しながら、保全に努める。

② 景観特性としての斜面緑地の保全

- ・斜面緑地に係る補助制度（巨木適正管理事業、保全活動費補助）の周知徹底を図り、その活用を促進するとともに、自然環境に配慮した施工による公的な整備を継続し、健全な斜面緑地の保全に努める。
- ・斜面緑地保全区域内の敷地内緑化を促進し、斜面の上段部・下段部と一体となった良好な斜面緑地の保全・継承を図る。

2) 「歴史の構図」からみた視点

■市内各地域における歴史的環境としての緑を守り育てるため、敷地内の樹木や庭の保全・継承を促進するとともに、まちなか景域においては、景観関連条例に基づく緑化に関する誘導を強化する。

③ 「歴史文化象徴区域」における緑の保全・継承

- ・金沢城公園や兼六園を中心とした本市の歴史文化を象徴する区域においては、重要な歴史文化資源とともに良質な緑環境が残されているため、その価値や景観文脈を踏まえ、緑豊かな景観を保全・継承する。

④ 歴史的建築物と一体となった庭に対する保全策等の検討

- ・長町武家屋敷群やこまちなみ保存区域等では、歴史的な建築物と一体となった魅力ある庭が残っているため、公的な保全策等について検討する。

歴史的建築物と一体となった庭に対する保全策等を検討する



⑤ 「社寺林・屋敷林」等の保全

- ・社寺林や集落に残る屋敷林等は、周辺の自然環境とともに、生態系や景観面からも貴重な緑であることから、保存樹・保存樹林や景観重要樹木の指定等により、積極的に保全する。

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

⑥ 景観形成基準における「緑被率」の設定

- ・斜面緑地保全区域における「緑被率」のほか、景観地区等における景観形成基準として、緑被率設定についても検討し、緑豊かな景観形成を誘導する。

3) 「土地利用の構図」からみた視点

- 都市的土地利用が進む地域の中でも景観関連条例の指定区域、都市計画制度に基づく指定区域においては、周辺の景観との調和に配慮し、積極的な緑化を促進する。

⑦ 地区別ルールの設定による緑化の促進

- ・今後新たに指定される沿道景観形成区域をはじめとする景観関連条例の指定区域や、景観地区、地区計画、景観協定、まちづくり協定の区域においては、地域・地区に応じた緑化に関する基準を設け、積極的な緑化を促進する。
- ・特に景観上重要な区域においては、地元との協議、合意形成を踏まえ、緑被率の設定についても検討する。

⑧ 一定規模以上の開発行為における緑化の促進

- ・中高層建築物や一定規模以上の開発行為に伴う建築物等については、周辺に与える影響も大きいいため、景観形成基準に基づき、届出制による緑化誘導を行い、魅力ある緑化空間の創出を促進する。また、「緑化地域制度」の導入についても検討していく。さらに、中高木の植栽や屋上緑化・壁面緑化を積極的に促進する。

⑨ まちなかにおける新設屋外駐車場における緑化の促進

- ・まちなかで新たな屋外駐車場が増加している現状を踏まえ、市では駐車場の集約化に対する相談や補助を進めている。今後は、新設される月極や事業者用の屋外駐車場等については、景観形成基準や修景デザインコードを踏まえ、駐車場周囲修景による補助制度の活用を促進し、景観に配慮した修景緑化をさらに誘導する。

⑩ 斜面緑地の維持管理促進

- ・卯辰山等で実施されている「竹林伐採ボランティア事業」について、今後は、他の斜面緑地保全区域内でも所有者の了解を前提として事業展開するなど、地域や市民全体で斜面緑地を維持管理する方策について検討していく。

⑪ 緑化修景事例の提示と補助制度の活用促進

- ・修景デザインコードにおいて、景観形成基準を具現化した様々な緑化修景イメージ図を示し、地域に根ざした特色ある緑化空間の創出を誘導するとともに、生垣設置事業や駐車場周囲緑化・修景事業など、緑化に係る補助制度の活用を促進する。

地域に根ざした良好な緑化空間の創出を誘導する



4-9 沿道景観

(1) これまでの取り組みと現状

- 景観形成基準、地区計画やまちづくり協定等の基準の中で、接道部分を中心とした修景基準を設け、半公的空間における景観誘導を進めている。
- 沿道景観形成条例に基づき、沿道住民・事業者との協議・合意形成を図りながら、モデル路線・モデル交差点の指定、地元協議会の設立、沿道景観形成区域の指定により、路線毎の独自の沿道景観形成基準づくりを進め、良好な沿道景観の創出を目指している。
- 「周辺環境に調和した道路標識金沢特区」を活用し、市内の重要な歴史文化遺産および観光地周辺における道路において、良好な沿道景観の形成を進めている。
- 西インター大通りや湯涌街道では、沿道景観の向上に向けて地元協議会が主体となって落ち葉清掃や美化・緑化活動等が行われている。
- 主要幹線道路では、既存路線、新規整備路線毎に様々な樹種の街路樹が植栽されており、特に、都心軸は「緑陰道路」に指定され、緑豊かな沿道景観の形成が進められている。
- 市内では電線類の地中化（無電柱化）が進められている一方で、主要幹線道路沿道では、雑然とした電線類が残っている区間も多く、金沢方式、石川方式の無電柱化の推進を目指している。
- 主要幹線道路沿道では、沿道型商業店舗の立地が進み、必要以上に目立つ建築物や屋外広告物の林立、雑然とした店舗併設の駐車場が目立つなど、沿道景観の悪化が見られる。
- 幹線道路沿道では、適切に維持管理されていない空き地や屋外広告物等も存在し、沿道景観形成上の阻害要因となっている。



街路樹や植樹帯が整備された歩行空間



縮小された JR 金沢駅前の道路標識



雑然とした電線類が残る道路沿道



原色に近い色彩の建築物



必要以上に目立つ屋外広告物



幹線道路沿道の空き地

(2) 沿道景観形成の方針

1) 「地形の構図」からみた視点

- 外環状道路や、延長の長い主要幹線道路は、複数の景域にまたがっていることから、地域の地形特性を踏まえながら、良好な沿道景観の形成を図る。

① 景域に応じた地形特性に基づく沿道景観の形成

- ・金沢市沿道景観形成基本計画で示されている地形特性等を踏まえた沿道景観の類型化（7タイプ：下表参照）に基づき、個性と魅力ある沿道景観の形成を図る。

類 型	基本目標
山の道	周囲の山並みや緑豊かな自然と調和した、四季の移ろいを感じさせる、山の風景に溶け込む美しい沿道景観の形成
郷の道	のびやかに広がる田園風景と調和した、秩序ある美しい沿道景観の形成
風土の道	個性豊かで変化に富んだ地形や風土が織りなす風景を感じさせる、金沢らしく美しい沿道景観の形成
歴史の道	伝統的なたたずまいにあり、周囲の街並みと調和した、歴史的な雰囲気醸し出す、落ち着いた美しい沿道景観の形成
象徴の道	近代的な金沢を象徴する通りとして、歩く楽しさを感じさせる、風格の漂う、洗練された美しい沿道景観の形成
都市の道	都市の骨格となる道路として、秩序があり潤いが感じられる、品格のある美しい沿道景観の形成
まちの道	地域と一体となった生活に密着した道路として、安全で快適な、親しみのある美しい沿道景観の形成

2) 「歴史の構図」からみた視点

- まちなか景域では、路線毎の道路管理者や関係機関と連携を図り、周辺の景観と調和した風格ある沿道景観を形成する。

② 旧城下町区域と調和した道路および道路附帯施設の修景促進

- ・旧城下町区域（歴史的市街地）内の道路および道路附帯施設については、道路管理者をはじめとする関係機関と協議しながら、周辺の伝統的な街並みと調和した落ち着いた風格ある修景整備を進める。

③ 「周辺環境に調和した道路標識金沢特区」の活用

- ・道路標識が、重要な歴史文化資産等への眺望や、周辺の伝統的な街並みとの調和を阻害している箇所については、関係機関と十分な協議・意見調整を行い、特区を活用しながら周辺環境と調和したものへと改善していく。

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

3) 「土地利用の構図」からみた視点

- 沿道住民・事業者と十分な連携を図りながら、各沿道の土地利用に応じた魅力ある良好な沿道景観を形成する。
- 北陸自動車道や外環状道路など、主要な幹線道路周辺および交通結節点は、本市への来訪者が第一印象を抱く重要な区域であるため、“もてなし”空間として個性と魅力ある沿道景観の形成を図る。

④ 沿道景観形成区域の指定による良好な沿道景観の形成

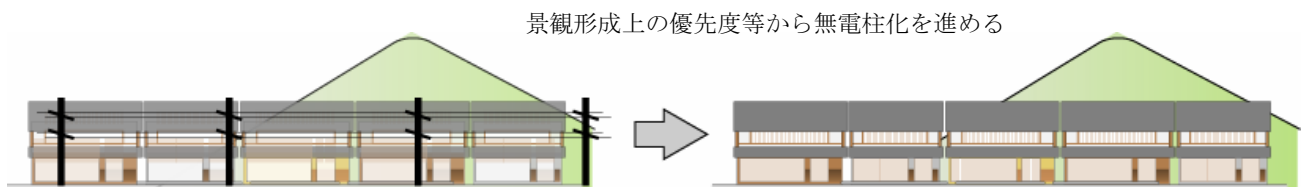
- ・ 主要幹線道路については、沿道景観形成条例に基づき、地元協議会との協働による現地調査やワークショップの実施・開催、沿道景観形成基準の作成、沿道景観形成区域の指定を進め、良好な沿道景観の形成を誘導する。
(※「沿道景観形成条例」に基づく沿道景観形成区域は、次ページを参照)

⑤ 先導的な沿道景観の形成

- ・ 本市への来訪者が多くアクセスする特に景観上重要な幹線道路については、景観条例に基づく景観形成基準、地区計画、まちづくり協定、景観協定等の地区独自ルールの設定や運用を通じて、先導的に個性と魅力ある沿道景観の形成を進める。

⑥ 計画的な無電柱化

- ・ 金沢市歴史遺産保存活用マスタープランや金沢市文化的景観保存計画における位置づけ、歩けるまちづくりの施策展開方針のほか、景観形成上の優先度、費用対効果等を考慮し、地元の意向や取り組み、合意形成の進捗状況を踏まえながら、計画的に無電柱化を進める。



⑦ 積極的な沿道緑化の推進・促進

- ・ 地域の人々の交流を促進し、潤いある沿道景観の形成に寄与する街路樹等の公共緑化空間の整備を進めるとともに、沿道の私有地においても沿道景観形成基準や補助制度の活用等により、積極的な沿道緑化を促進する。

街路樹と私有地の緑化が一体となった沿道緑化



第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

【参考：「沿道景観形成条例」に基づく沿道景観形成区域】

西インター大通り区域

(都) 専光寺野田線の一区間

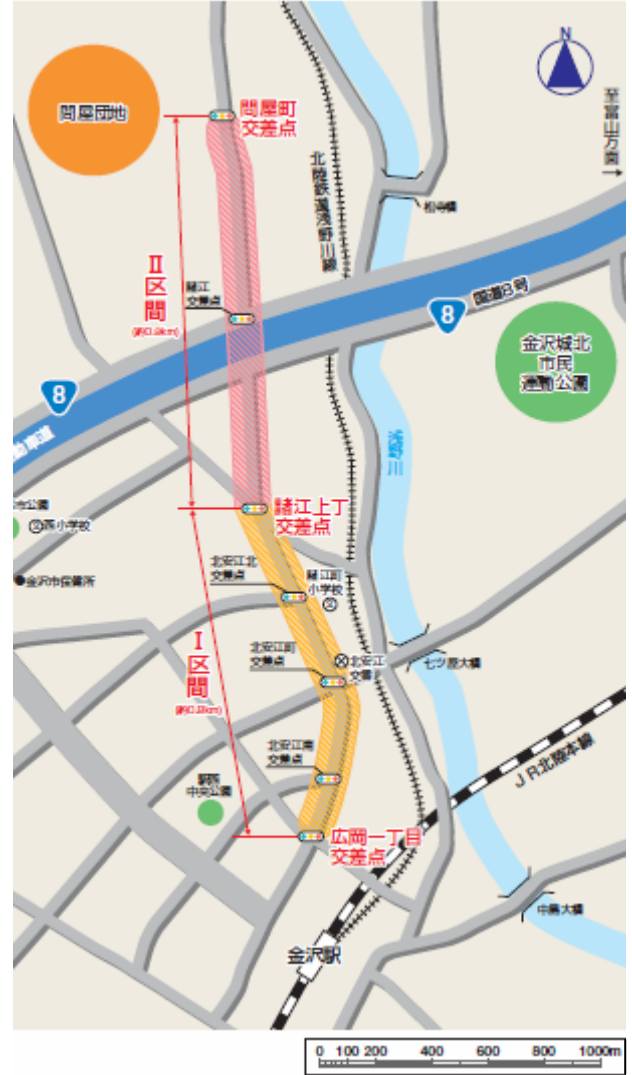
〔都市計画道路線端より40mのエリア〕



諸江通り区域

(都) 堀川栗崎線及び諸江栗崎線の一部

〔都市計画道路線端より40mのエリア〕



※平成21年7月現在

4-10 眺望景観

(1) これまでの取り組みと現状

- 景観条例（平成4年制定）に基づき、眺望景観保全区域（8区域）を指定し、一定の高さ以上の建築物を対象として、建築計画書・景観自己診断書（シミュレーション含む）の提出を義務づけ、事前協議・届出制による保全を行っている。
- 市全体としてみた場合、既存の眺望景観保全区域以外にも、地形の起伏に富んだ景観を背景として、卯辰山見晴らし台から見下ろす市街地の俯瞰景、犀川の川筋越しに望む医王山の山並みへの仰観景など、金沢のまちに対する愛着を育む上で貴重な眺望景観が数多く存在している。
- まちなか景域内の伝統的な街並みの背景（中・遠景）として、支障となる中高層建築物が一部に存在している。



市街地の俯瞰景



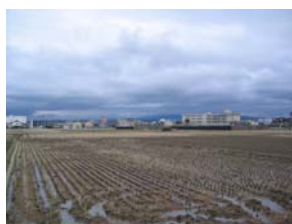
犀川越しに見る山並みの仰観景



台地の稜線を遮るマンション



兼六園から眺望視界に入る
高層建築物



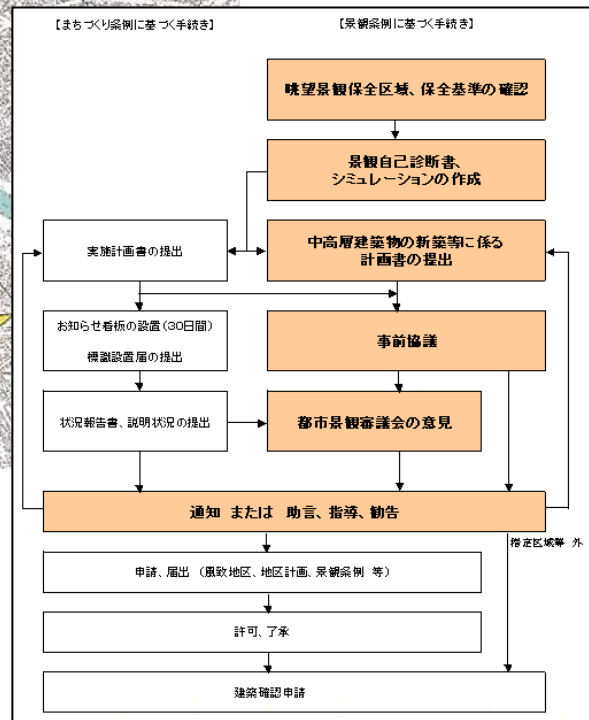
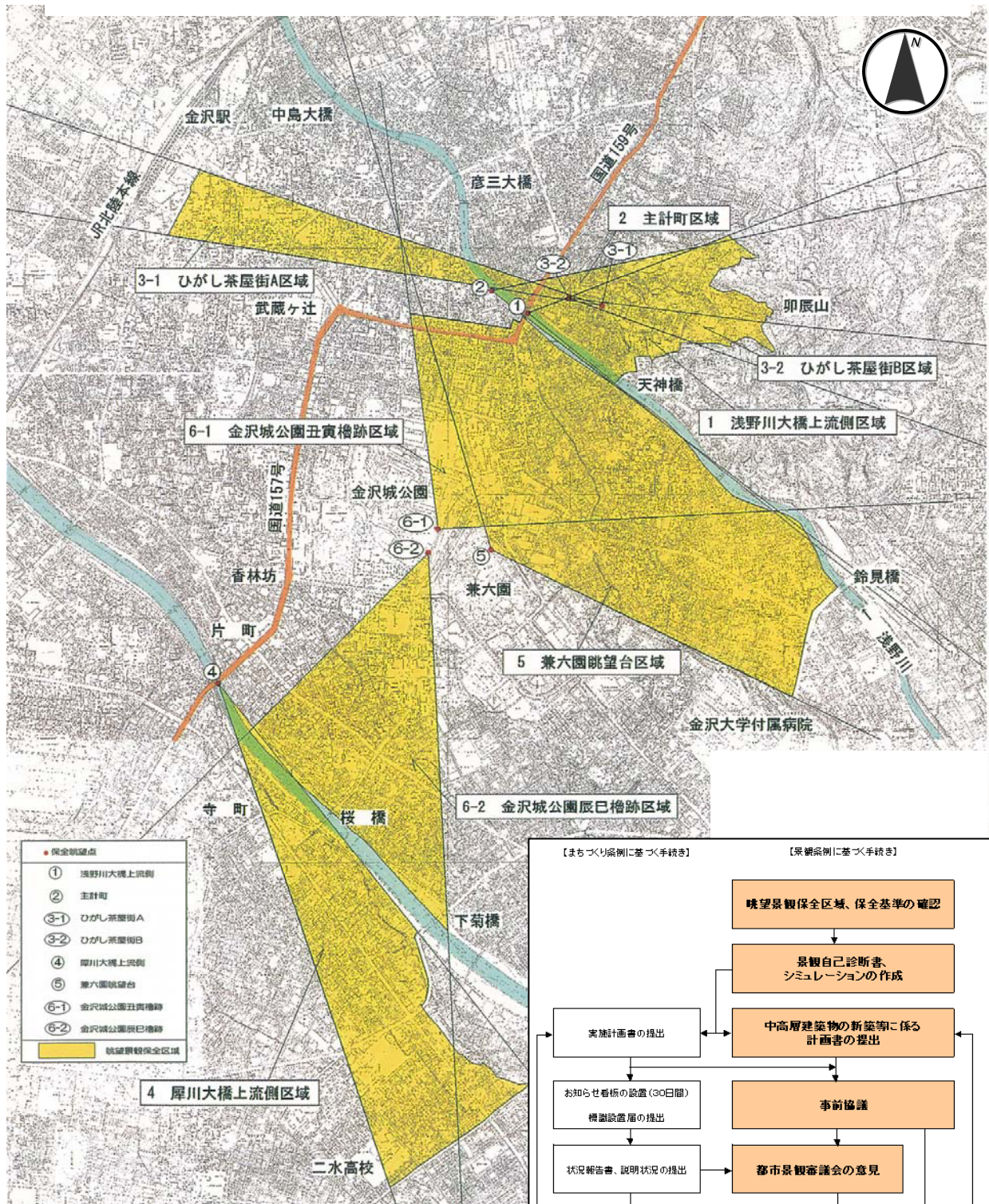
田園越しに見る市街地景観



卯辰山から見られる美しい夜景
(写真：金沢市観光協会より抜粋)

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

【眺望景観保全区域図と中高層建築物等の新築等に関する事前協議の流れ】



資料：眺望景観保全区域パンフレット、
眺望景観保全区域内での中高層建築物等の
新築等に関する事前協議の流れ（金沢市HP）

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

(2) 眺望景観保全の方針

1) 「地形の構図」からみた視点

■本市の起伏に富んだ地形と自然環境を踏まえ、新たな眺望対象を調査・発掘するとともに、眺望景観保全区域を追加指定し、眺望景観の保全を強化する。

① 市全体からみた新たな眺望景観の保全指定

・俯瞰景・仰観景として市民の心象景観となり得る優れた眺望景観については、新たな保全対象として指定し、市全体として眺望景観の保全を強化する。

② 地理的固有性を踏まえた眺望景観の保全

・台地、丘陵地等の地形を背景とした魅力ある景観を守るため、本市の地理的な固有性を意識しながら眺望景観の保全対象について調査・検討していく。

2) 「歴史の構図」からみた視点

■主要地点からみた伝統的な街並み景観において、その背景となる区域についても新たな眺望景観の保全対象とし、規制・誘導する。

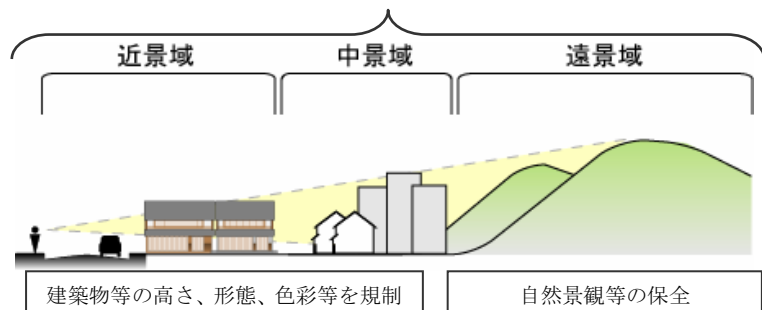
③ 歴史的固有性を踏まえた眺望景観の保全

・中心市街地では、金沢城公園をはじめとする歴史遺産が数多く存在していることから、眺望景観の保全においても、地域・地区の歴史的固有性を意識しながら進めていく。

④ 伝統的な街並みの背景区域に対する規制・誘導

・こまちなみ保存区域など、主要な伝統的街並み区域においては、特定地点から見た際に街並みの背景となる中・遠景の区域も新たな眺望景観の保全対象とし、特に中高層建築物の規制・誘導を行う。

関連性のある一体的な眺望として景観コントロール



3) 「土地利用の構図」からみた視点

■眺望景観については、眺望点と眺望対象の距離的關係から保全対象区域が複数の景域にまたがる場合もあるため、必要に応じて景域の特徴ある土地利用状況を踏まえた具体的な保全誘導を図る。

⑤ 土地利用状況を踏まえた眺望景観保全基準の設定

- ・新たに追加指定する眺望景観保全区域において、まちなか・市街景域だけでなく郊外部の景域における農地や森林等も対象となる場合、関連法制度を考慮するとともに、関係機関との調整を行い、眺望景観保全基準を設定し、有効な景観誘導を図る。

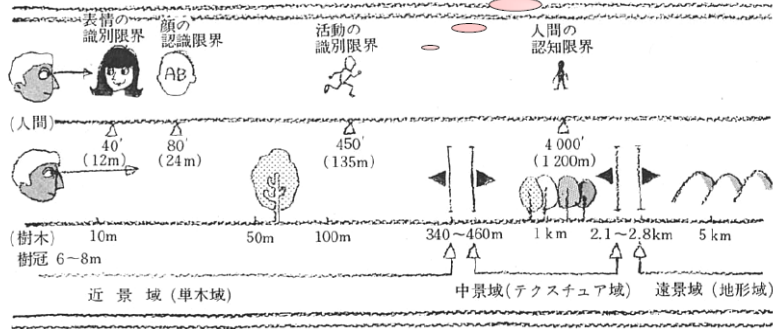
⑥ 夜間景観にも配慮した眺望景観の保全

- ・市街地を見下ろす俯瞰景や山裾・中山間景域への仰観景等については、夜間における見え方も重要であることから、良好な夜間景観の形成にも配慮した眺望景観の保全に努める。

【参考：景観と視距離】

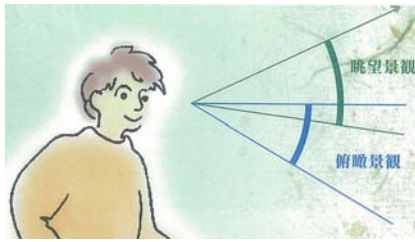
景観と視距離

近景・中景・遠景を
それぞれ考慮

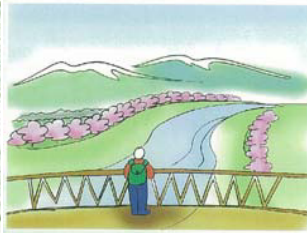


資料：「景観のデザインに関する基礎的研究」（1980篠原）

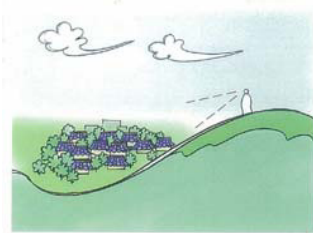
【参考：眺望景観、俯瞰景観のイメージ】



眺望景観・俯瞰景観の
視界範囲イメージ



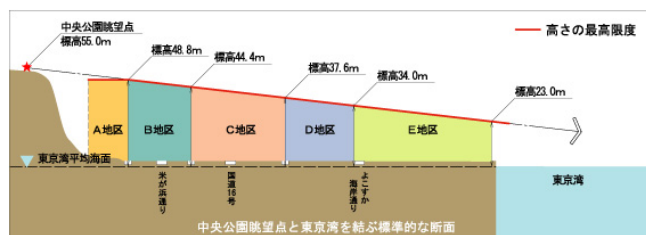
眺望景観
橋上等から遠くを眺める



俯瞰景観
高いところから広く見渡す

【横須賀市の事例：中央公園眺望点からの俯瞰景観の保全】

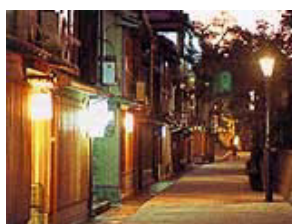
○中央公園からの、東京湾や猿島等が一望できる良好な眺望を保全するため、中央公園を眺望点に指定します。



4-11 夜間景観

(1) これまでの取り組みと現状

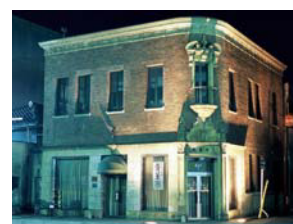
- 夜間景観形成条例に基づき、市全域を対象として用途地域等を踏まえた「照明環境形成地域」を指定し、一定規模以上の行為に対して事前協議・届出制による良好な夜間景観の形成を誘導している。また、景観上重要な区域（他の景観関連条例指定区域）については「夜間景観形成区域」として指定し、届出制により、区域特性に応じたきめ細かな誘導を行っている。
- 市内の主要な歴史的建築物や構造物を中心とした夜間のライトアップによる演出に加え、ライトアップバスの運行など、市民のみならず観光客に対して、魅力ある金沢の夜間景観をアピールしている。
- 兼六園や金沢城公園の季節毎のライトアップなど、歴史文化象徴区域における夜間景観の魅力が高まってきている。
- 安全・安心のまちづくりの観点から、夜間も明るい歩行空間の確保が望まれており、趣きと魅力ある夜間景観の形成との連携・調整が求められている。
- まちなか景域においては、投光器等の明るいスポット光や点滅式照明設備が設置され、歴史的な趣きにそぐわない状況も見られる。
- 商業業務地域と住宅環境地域が隣接する市街地においては、商業店舗の照明が周辺の住宅に光害を及ぼす恐れがある区域が見られる一方、郊外部では、見通しが良い地域で郊外型商業店舗における華やかな照明設備が遠望でき、夜間景観形成上支障となっている。
- 夜間時における屋外広告物の中には、必要以上に明るいものや華やかな照明を伴い、周辺環境に影響を及ぼしている状況が見られる。



主計町の行灯や街路灯がほのかに照らす夜景



浅野川に架かる梅の橋のライトアップ



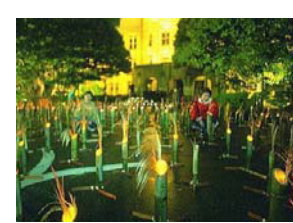
歴史的建築物のライトアップ



商業店舗における華やかな照明設備



ひがし茶屋街
夢あかり



月見光路による賑わいづくり

【金沢市における夜間景観の基本的考え方】



資料：夜間景観条例の基本的考え方

【ライトアップバス運行ルート】

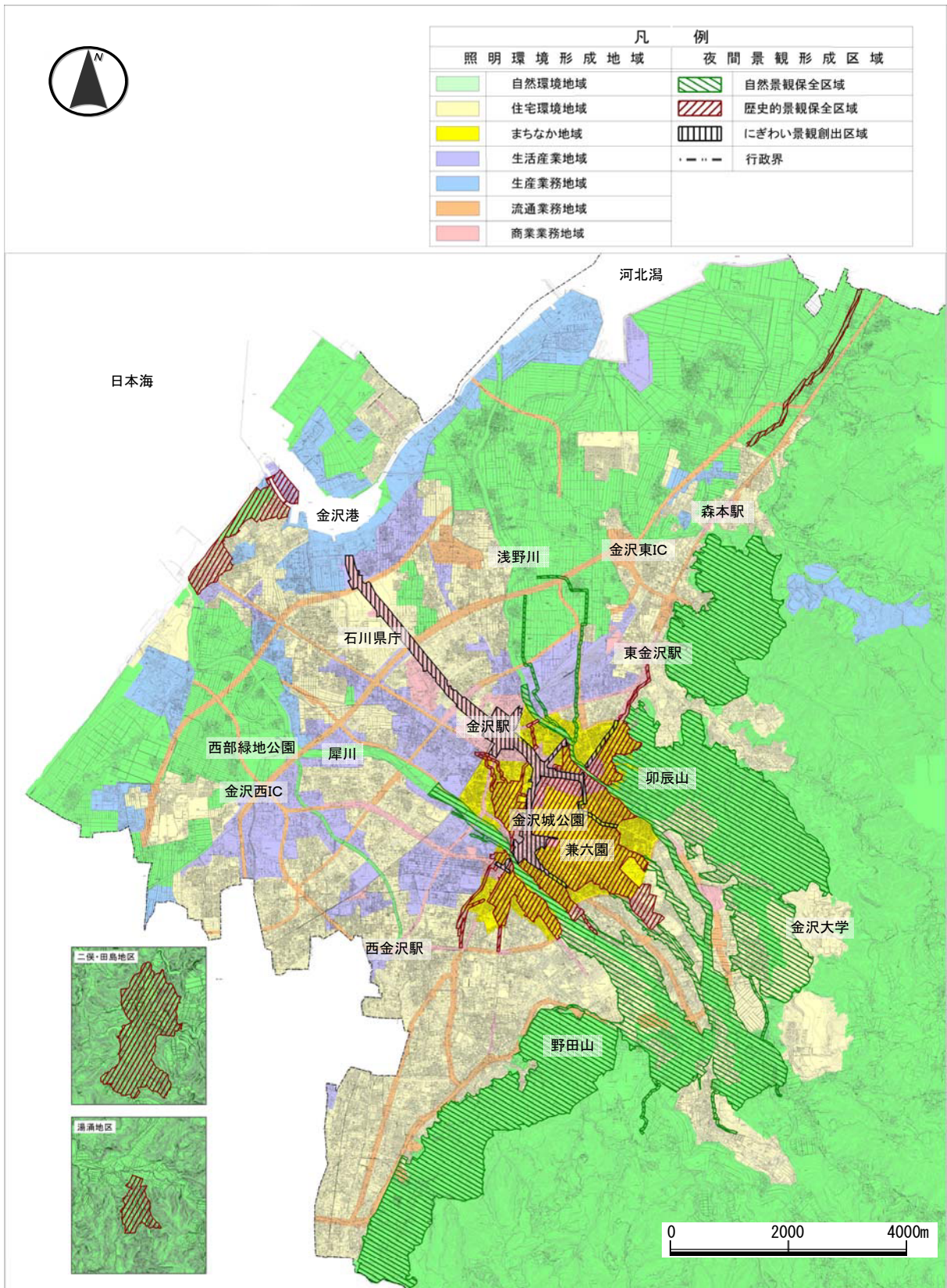


資料：光の散歩道（ライトアップバス運行ルート）

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

【照明環境形成地域及び夜間景観形成区域図】

(平成20年度末現在)



第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

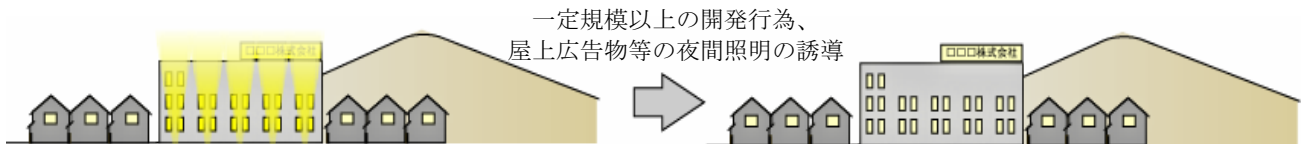
(2) 夜間景観形成の方針

1) 「地形の構図」からみた視点

■標高の高い山裾・中山間景域や、平地部の臨海・田園景域等においては、地形特性上、遠く離れた地点からも望むことができることに十分配慮し、良好な夜間景観の形成を図る。

① 遠方からの見え方にも配慮した夜間景観の形成

- ・一定規模以上の開発行為等においては、遠方からみた夜間景観の観点も踏まえ、適切な指導を行う。特に、屋上広告物等の高い場所に設置される屋外照明設備については、夜間時における周辺からの見え方にも十分配慮したものとなるよう指導・協議していく。



2) 「歴史の構図」からみた視点

■文化財等の重要な歴史遺産や伝統的な街並みの周辺では、その存在を阻害しないよう、周辺景観と調和した金沢らしい風情と趣きある夜間景観の形成を図る。

② 歴史的市街地と調和した夜間景観の誘導

- ・新景観条例に基づく指定区域の見直し・拡大と整合を図り、引き続き「夜間景観形成区域」の届出による基準を運用し、歴史的市街地と調和した風情と趣きある夜間景観の形成を誘導していく。

③ まちなか景域における魅力的な夜間景観の形成

- ・まちなか景域には歴史遺産や伝統的な街並みなど、歴史の構図を今に伝える貴重な景観資源が数多く集積していることから、公共事業においても、市のみならず国・県等の関係機関との連携・調整を図り、魅力的な夜間景観を先導的に形成していく。また、常時・定期的に行われているライトアップ事業やイベント等を通じて、さらに金沢の夜間景観の魅力を市内外に発信していく。

3) 「土地利用の構図」からみた視点

■各地域の土地利用状況に応じて、市民生活や安全・安心なまちづくり等に配慮した適切かつ良好な夜間景観の形成を誘導する。

④ 土地利用状況に応じた適切な夜間景観形成の誘導

- ・異なる土地利用が隣接・近接する区域においては、照明環境形成基準に基づき、周辺の環境や市民生活に与える影響を十分考慮し、適切な夜間景観の形成を誘導する。

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

⑤ 季節毎の特色ある夜間景観の保全・継承

- ・ 寺社や商店街等の行事・祭り、花見のぼんぼりなど、地域に密着した季節毎の特色ある夜間景観の保全・継承を促進する。

⑥ 公共事業による先導的な夜間景観の形成

- ・ 道路や公園をはじめとする公共空間においては、魅力的な照明環境の演出や安全・安心なまちづくり等に配慮し、地域における良好な夜間景観形成の先導的な役割を果たすことができるよう整備していく。

4-12 歴史遺産

(1) これまでの取り組みと現状

- 約400年以上もの間、内外の戦禍に遭っていない本市は、城下町の都市構造を色濃く残し、さらに明治以降も時代的・社会的変遷を経て歴史遺産を積み重ねてきた全国的にも稀有な都市である。
- 本市では、文化財をはじめとする歴史遺産や伝統芸能・文化等が今に継承されており、提案資産「城下町金沢の文化遺産群と文化的景観」として世界遺産暫定一覧表への記載を目指している。
- 歴史遺産を取り巻く状況を踏まえた総合的な歴史遺産の保護とまちづくりの推進を図るための指針として、金沢市歴史遺産保存活用マスタープランを作成した。
- 用水・惣構跡や金沢城の石垣など、全国的にも特色ある歴史遺産としての価値に着目し、復元・修景整備等が進んでいる。
- 三寺院群のうち、寺町・小立野寺院群周辺においては、市独自の寺社風景保全条例に基づく区域指定と届出制、基準運用による景観誘導を行っている。
- 郊外部の山裾・中山間・臨海・田園景域においても、戸室石切丁場跡や土清水塩硝蔵跡、前田家墓所、大野湊神社等の重要な歴史遺産が点在しており、これらの周辺地域を含めた保存管理のあり方が課題となってきた。
- 近年、市民の生活・生業等と一体となった「文化的景観」が新たな文化財として位置づけられ、単体としての歴史遺産だけでなく、これを取り巻く生活空間や活動を含めて保存・継承していく必要性が高まってきている。
- 参道、広見、坂等の歴史遺産を活かした公的な修景整備が進められている。一方で、歴史遺産周辺の景観と調和しない建築物・工作物、電線類、屋外広告物も存在し、地域全体としての歴史的価値が十分に発揮されていない状況も見受けられる。
- 藩政期の町人地・武家地、寺院群等の地割・町割や土地利用形態が良好に継承されており、魅力ある歴史的景観を形成している。一方で、都心軸をはじめとする近代的都市景観創出区域においては、新たな都市景観が創出され、隣接する伝統環境保存区域との調和が課題となっている。
- 藩政期からの土地利用形態と街並みが色濃く継承されているこまちなみ保存区域では、届出制による基準運用、補助制度の活用等により、伝統的な街並みの保存・継承を進めている。しかし、駐車場や空地の増加等により、景観上支障となっている状況も一部で見られる。

【金沢城下図】



資料：金沢城下図 延宝年間（1673～1680）
金沢市立玉川図書館蔵

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

- 寺社境内地においては、近年、維持管理上の問題等から樹林の伐採、駐車スペース化が進むなど、寺社風景保全上危惧される状況にある。
- まちなか景域を中心として残る戦前に建てられた歴史的建築物である金澤町家については、約 8,000 棟（平成 20 年度）残っているものの、維持管理や相続上の問題等から毎年 270 棟以上のペースで取り壊されており、建て替えや駐車場・空き地化が進んでいる。



日本三名園の一つ 兼六園



まちなかを流れる鞍月用水



寺町寺院群



戸室石切丁場跡



駐車場の増加が見られる
こまちなみ保存区域

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

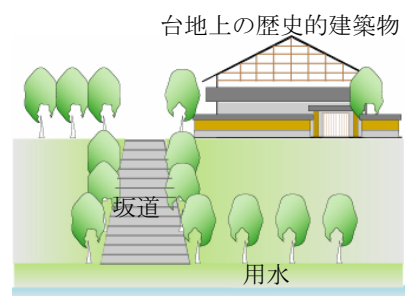
(2) 歴史遺産保存・活用の方針

1) 「地形の構図」からみた視点

■歴史遺産については、本市固有の地形を反映した立地・分布特性が見られるため、周辺の地形や自然環境も含めて保存・活用し、良好な景観を形成する。

① 地形を反映した歴史遺産を保存・活用した特色ある景観形成

- ・用水、坂、街路網、寺院群など、地形の構図を色濃く反映した歴史遺産は、本市の重要な景観構成要素として周辺の地形や自然環境も含めた歴史的経緯や本質的価値の継承を意識しながら、特色ある景観形成を図る。



地形を反映した歴史遺産の保全・活用

2) 「歴史の構図」からみた視点

■歴史都市・金沢として、特色ある歴史の構図がさらに浮かび上がるよう、歴史遺産を良好かつ効果的に保存・活用し、魅力ある景観を形成し後代に継承していく。

② 真実性に基づいた修景・修復

- ・歴史遺産に関する既往の調査研究や修復事業の成果を踏まえながら、オーセンティシティ（真実性）に基づいた修景・修復により、歴史遺産の本質的価値を損なわない景観形成に配慮する。

③ 歴史の構図を踏まえた景観形成区域における景観誘導

- ・景観形成区域では、区域・地区毎の歴史の構図を踏まえた景観特性を明らかにし、景観形成基準の運用・強化を図り、良好な景観形成を誘導する。

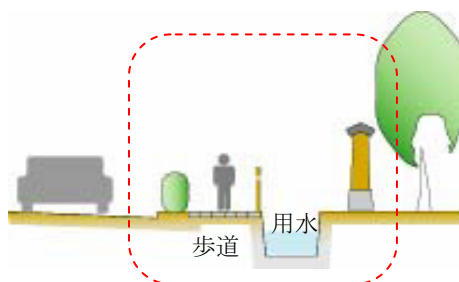
④ こまちなみ保存区域等を中心とした「景観地区」の指定

- ・こまちなみ保存区域など、伝統的な街並みが良好に継承されてきた区域については、地元の合意形成を踏まえ、景観法に基づく「景観地区」の指定を進め、より個性と魅力を高める歴史的景観としての形成を誘導する。

⑤ 歴史遺産の保存・活用を意識した公共空間としての景観形成

- 街路網、広見、用水・惣構跡等の歴史遺産については、その管理主体のほとんどが行政であるため、歩けるまちづくりやまちなか歩行回廊等の施策と連携を図り、歴史の構図としてさらに価値を高め、市民にとって誇りと愛着を育むことができる公共空間としての景観形成を進める。

歴史遺産の保存・活用を
意識した公共空間の整備



⑥ 「金澤町家」の保存・活用による伝統的な街並みの継承

- 金澤町家については、「金澤町家活性化基本計画」に基づき、「暮らし」・「ひと」・「まち」の3つの視点から、適切な維持管理や伝統構法を活かした町家の保存・再生、新たな町家利用形態としての活用等を促進し、市民との協働による伝統的な街並み景観の継承を図る。また、向こう三軒両隣のような小規模で残っている金澤町家の集積地については、こまちなみ保存条例の新たな対象としての指定など、その継承方策について検討していく。

3) 「土地利用の構図」からみた視点

- 歴史遺産を活かした魅力ある歴史都市の形成を目指すべく、藩政期から残る町割や地割、これまでの土地利用履歴等を踏まえ、良好な景観形成を進めていく。

⑦ 藩政期から残る町割・地割・街路網を継承した景観形成

- 藩政期から継承されている町割・地割・街路網については、景観の重要な骨格・構造であるため、景観計画の中でもその保存・活用に向けた景観形成基準を設けるとともに、修景デザインコードを活用し、良好な景観形成を誘導していく。

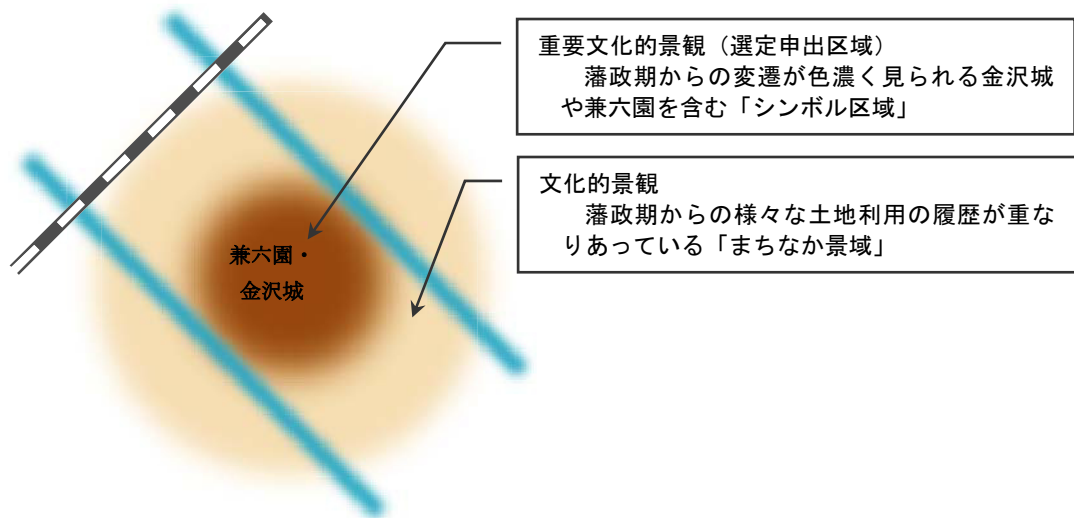
⑧ 寺社境内地の保全

- 寺社境内地については、本堂や山門・土塀等と一体となった重要な景観として、寺社風景保全条例に基づき、さらに保全を促進するとともに、敷地内の樹木・樹林については、保存樹・保存樹林、景観法に基づく景観重要樹木等の指定をさらに進め、補助制度の活用等により、積極的な保全を図る。

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

⑨ 「文化的景観」、「重要文化的景観」としての継承

- ・様々な歴史の変遷や土地利用履歴を背景とするまちなか景域については、「文化的景観区域」として指定するとともに、景観関連条例と連携を図り、届出制による景観形成基準の運用により、市民の生活・生業等と一体となった特色ある景観として継承していく。
- ・文化的景観区域内でも特に藩政期からの歴史性や景観を色濃く残す金沢城公園や兼六園を含むシンボル区域については、「重要文化的景観」の選定申出区域として、さらに歴史的価値を高めるための景観形成を誘導していく。



- ・そのほか、市内各地域における生活・生業と一体となった良好な景観地についても、地元の合意形成を踏まえながら、文化的景観、重要文化的景観として継承することを検討する。

⑩ 「景観重要建造物」の指定

- ・歴史的建造物や金澤町家等については、景観法に基づく「景観重要建造物」としての指定も視野に入れ、伝統的な街並みの重要な景観構成要素として保存・継承を促進する。

⑪ 「景観重要公共施設」等の指定

- ・「重要文化的景観」の選定申出区域内を中心として、景観上重要な道路、河川、都市公園については、景観法に基づく「景観重要公共施設」として、また、用水については、景観重要公共施設に準ずる景観重要用水として市独自に指定し、歴史遺産の保存・活用を踏まえた整備に関する方針等を定め、良好な景観形成を進める。

4-13 暮らしに根ざした景観

(1) これまでの取り組みと現状

- 市内の各地域には、朝～昼～夕方～夜といった一日の流れの中で、様々に姿を変える魅力ある景観が見られる。また、市独自の夜間景観形成条例を制定し、届出制による魅力的な夜間景観の形成を進めているところである。
- 兼六園・金沢城公園や犀川・浅野川・伏見川等を中心とした花見、加賀友禅灯籠流し、氷室まつり、雪吊り、獅子舞のほか、地域における四季折々の伝統文化や行事等に伴う表情豊かな景観が見られる。
- 本市の特色ある起伏に富んだ地形の景観は、美しく魅力的な景観を形成しており、市民の潜在的な「心象景観」として位置づけられる。
- まちなかの豆腐売り、野菜売り、托鉢、報恩講、四万六千日など、地域の生活や信仰を背景とした「思い出景観」も数多く残り、現在も息づいている。
- 中心市街地活性化施策の展開により、まちなか景域内では、まちバスやふらっとバス等の公共交通が行き交い、賑わいと活力ある景観が創出されてきている。
- 道路、公園、河川敷等の公共空間では、季節毎に様々な地域行事や祭りが行われ、市民にとっても身近な景観として親しまれている。
- 郊外部を中心とした山裾・中山間・臨海・田園景域では、今も農林漁業といった産業活動と密接に関わる農地・森林・港湾が広がっており、地域の景観を特徴づけている。
- 庭のある民有地では、樹木の成長、花の香り、紅葉、樹木越しの柔らかな日差し、座敷やリビング越しに楽しむ緑陰など、一日や四季の移ろいの中で暮らしに根ざした魅力ある景観を感じ楽しむことができる。
- 金澤町家等を中心とする伝統的な街並みは、日々の暮らしのなかで、落ち着きと風格あるものとして市民のまちに対する誇りと愛着を育む景観であり、また、市外からの来訪者にとっても心癒される重要な景観である。
- 生活感と親しみが感じられる生き生きとした景観まちづくりを進めるためには、単なる静態的な景観だけではなく、市民一人ひとりの暮らしに根ざした“生きた景観”であることを前提として捉え直すことが求められている。
- 暮らしに根ざした景観の魅力は、視覚だけでなく、嗅覚(におい・香り)、聴覚(音)、触覚(触れる)、味覚(味わう)といった五感すべてで感じ取り、市民一人ひとりの景観体験として引き継がれていくものである。
- 近年、華美なラッピング広告を伴った自動車など、伝統的な街並みと調和しない「移動景観」も見受けられる。
- 接道空間に設置される自動販売機やゴミ集積場等は、その配置や色彩等において、景観的な配慮や改善が必要である。
- 暮らしに根ざした景観を継承していく上で、日頃から身のまわりの空間の適切な維持管理が重要である。
- 本市では、これまで先進的な景観行政を展開してきたが、これら暮らしに根ざした景観、日常の市民の生活活動のなかで守り育てられてきた景観について分析、評価することにより、さらに金沢らしい魅力ある景観形成を進めることが重要である。

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針



伝統行事・加賀友禅灯籠流し



冬の風物詩である兼六園の雪吊り



山深い静かな二俣の集落



思い出景観としての
托鉢風景



ふらっとバス



人の流れや交わりで賑わいある
堅町商店街



浅野川河川敷で行われる
浅の川園遊会



景観的な気配りや改善が望まれる
自動販売機



景観的な気配りや改善が望まれる
ゴミ集積場

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

(2) 暮らしに根ざした景観誘導の方針

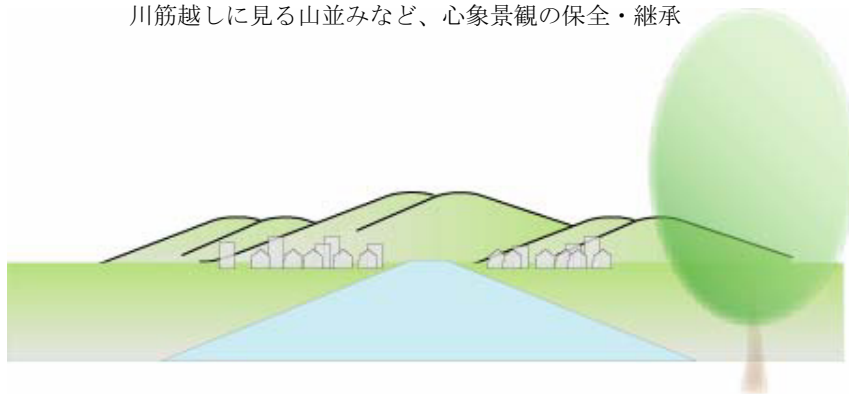
1) 「地形の構図」からみた視点

■山間部から海岸部までの高低差ある地形や細かな地形のひだによって形づくられた地域の特徴ある景観については、市民の暮らしに根ざした大切な景観として保全・継承していく。

① 特色ある地形を背景とした「心象景観」の保全・継承

- ・犀川や浅野川など、河川沿いを散策しながら見えてくる医王山や卯辰山等の山並み景観、海岸部や河北潟周辺の開放感ある田園景観、山・丘陵地・台地の坂道の登り下りによって変化する景観、まちなかの市街地から見え隠れする金沢城跡の石垣等については、景観関連条例等の効果的な運用により、市民の大切な心象景観として保全・継承する。

川筋越しに見る山並みなど、心象景観の保全・継承



2) 「歴史の構図」からみた視点

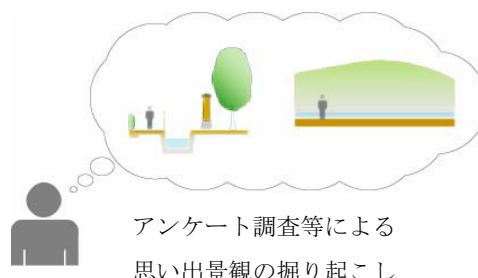
■地域の歴史や伝統・文化、市民の暮らしや信仰等によって支えられてきた景観は、金沢らしさを醸し出す貴重な景観であることから、今後も景観とその背景にある要素との関わりを意識しながら、大切に保全・継承していく。

② 伝統文化・行事の舞台となる景観の保全・継承

- ・地域毎に継承されてきた伝統・文化や行事の舞台となる寺社境内地・道路・広見をはじめとする景観資源の掘り起こしに努め、地域との協働により、その保全・継承を促進する。

③ 市民生活や信仰を背景とする「思い出景観」の保全・継承

- ・地域毎に景観まちづくりを展開していくなか、市民の生活や信仰を背景とした「思い出景観」に関するヒヤリング・アンケート調査等を実施し、保全・継承を図る。



アンケート調査等による
思い出景観の掘り起こし

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

3) 「土地利用の構図」からみた視点

■市内各地域には、土地利用と一体となった様々な魅力ある景観が存在することから、市民、事業者、設計者・施工者、行政の連携と役割分担を図りながら、暮らしに根ざす生きた景観まちづくりを進める。

④ 五感で楽しむ生き生きとした景観の形成・誘導

- ・一日や四季といった時間的な流れの中で体感する身のまわりの暮らしの景観については、樹木の緑陰や用水・川のせせらぎ、鳥や虫等の鳴き声、人や車が行き交う動きなど、五感から捉える視点も意識し、生き生きとした景観の形成・誘導を進める。

⑤ 景観形成基準の充足、修景デザインコードの運用

- ・景観条例に基づく景観形成基準に準じて、「時間・暮らしと景観との関わりを意識した良好な景観形成のために配慮すべき事項」を新たに設け、暮らしに根ざした景観形成を誘導する。また、言葉だけでは伝えきれない日常の暮らしにおける維持管理や修景手法等について、修景デザインコードを作成し、基準とセットで運用しながら、魅力ある景観形成を誘導する。

⑥ 産業活動と調和のとれた良好な景観形成

- ・用途地域等に基づく土地利用状況を踏まえつつ、地域における産業活動と調和のとれた景観形成を図るため、低層・中高層建築物や工作物、敷地利用等に応じて、きめの細かい景観誘導を進める。
- ・修景デザインコードの活用等により、身近な生活空間における良好な景観形成を積極的に促進する。

⑦ 屋外空間の適切な維持管理の促進

- ・屋外空間は、不特定多数に見られる景観として認識されるため、ゴミ集積場等をはじめとする身近な生活空間における日頃からの清掃や整理整頓、維持管理の重要性について広く市民に周知し、良好な景観形成を誘導する。

⑧ 市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による暮らしに根ざした景観形成

- ・市民の暮らし（生活・経済活動）を背景とした景観形成には、市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働が不可欠であることから、「金沢の景観を考える市民会議」を定期的に開催し、将来に向けた景観形成のあり方を議論しながら景観まちづくりを展開する。また、「景観サポーター制度」を活用し、市民ボランティアによる景観に係る点検、取材・記録のほか、景観誘導の補助、景観まちづくりへの参画を進めていく。

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

⑨ 「景観学習・教育」の推進

- 身近な景観を良好なかたちで守り育てるためには、日頃からの景観に対する関心や気遣い、協調心等を育むことが重要であることから、関係機関と連携を図りながら、小・中学校や公民館単位で子どもたちや地域住民を中心とした「景観学習・教育」を推進していく。



⑩ 「文化的景観」、「重要文化的景観」としての継承

※ 4-12 歴史遺産で詳述

⑪ 魅力ある夜間景観の形成

※ 4-11 夜間景観で詳述

第4章 景観構成要素を踏まえた景観まちづくり方針

【参考】景観まちづくり学習の推進

国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課では、良好な景観づくりのためには、景観に関する意識の啓発、知識の普及等を目的とした「景観まちづくり学習」が重要であるとの視点から、文部科学省の協力を得て、当該取組の促進についての調査研究を進めている。

その一環として、学校教育で活用できる「景観まちづくり学習」のモデルプログラム（題材）を検証する実践モデル校を募集した結果、以下の18校を実践モデル校として採用している。

今後は各小学校において、モデルプログラムを試行、実施結果を報告し、その内容を踏まえ、モデルプログラムを完成させる予定となっている。

北海道	北海道教育大学附属函館小学校
山形県	金山町立金山小学校
福島県	いわき市立中央台東小学校
茨城県	桜川市立羽黒小学校
	行方市立羽生小学校
千葉県	市川市立宮田小学校
東京都	世田谷区立桜丘小学校
新潟県	妙高市立斐太南小学校
長野県	長野市立後町小学校
愛知県	碧南市立大浜小学校
	豊田市立童子山小学校
	小坂井町立小坂井西小学校
三重県	紀北町立西小学校
岡山県	岡山市立福浜小学校
香川県	香川大学教育学部附属高松小学校
宮崎県	宮崎市立赤江小学校
	日南市立油津小学校
	日向市立富高小学校

【参考】文化財保護法における「文化的景観」の定義（法第2条第1項第5号）

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

【参考】県内の「文化的景観」一覧（※印は重要地域）

＜農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）平成15年6月現在＞

カテゴリ		地域	所在地
水田景観	※	白米の千枚田	輪島市
		津幡町の奥山田	津幡町
森林景観		八田の松林	旧松任市
漁場景観・漁港景観・海浜景観		清水町の揚げ浜式塩田	珠洲市
		能登島半浦の石積防波堤	旧能登島町
集落に関連する景観		大沢の間垣	輪島市
	※	東谷地区の集落	旧山中町
		志賀町のころ柿の集落	志賀町
独特の気象によって現れる景観		曾々木の波の花	輪島市
習俗・行事等によって現れる景観		能登島向田の火祭	旧能登島町
複合景観	※	灘浦地区の定置網	七尾市
		百海の棚田と定置網	七尾市
	※	手取川扇状地の水田	旧鶴来町
		手取川七ヶ用水取水門と給水口	旧鶴来町